

確定申告のお知らせ

税理士法人丸岡&パートナーズ
代表社員 丸岡 稔洋

拝啓 大寒の厳しい寒さが身にしみる季節となりました。皆様には、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、確定申告の時期が近づいて参りましたのでご案内致します。

下記に該当される方々は、原則として2月17日(月)から3月16日(月)、但し消費税は3月31日(火)までに、確定申告をする必要がございます。贈与税は2月3日(月)より受付開始、所得税の還付申告は2月17日(月)以前でも受付されます。

つきましては、該当される方々の申告を弊社にご用命頂きますれば謹んでお引き受けさせていただきます。

なお、申告に必要な資料等は、**1月31日(金)までに弊社に到着**するようご配慮下さいますれば幸いです。(期日までに書類が到着しない場合、処理が遅くなる可能性がございます。)

また、車でお越しの際は駐車場を準備しておきますので、事前に弊事務所までご連絡下さいませ。

敬具

記

< 所 得 税 >

- * 個人事業主、不動産の賃貸収入や譲渡による収入のある方
- * 株式等の配当収入や売却による収入のある方
- * 給与所得で年末調整が未済の方、2箇所以上から給与のある方
- * 医療費が年間10万円以上ある方又は、セルフメディケーション税制の適用を受ける方
- * 特定寄付金に該当する寄付をされた方
- * 令和元年中に居住用財産を取得され、住宅借入金等特別控除の適用を受ける方
- * 住宅特定改修特別税額控除の適用を受ける方
- * 災害、盗難、横領により所有する資産に損失を受けた方

< 贈 与 税 >

- * 贈与により年間110万円超の財産を取得された方
- * 上記以外に住宅取得資金等の贈与を受けた方
- * 相続時精算課税の適用を受ける方又は、相続時精算課税を選択して贈与を受けた方

< 消 費 税 >

- * 平成29年の課税売上高が1,000万円以上ある個人事業者・不動産賃貸業の方

以上

令和元年12月吉日